## 入 札 説 明 書

令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務 [全省庁共通電子調達システム対応]

中部地方環境事務所

本業務の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の関係法令及び環境省入札心得(別紙)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

#### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所総務課長 内田 正明

- 2. 競争入札に付する事項
- (1) 件名 令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3)納入期限等 令和8年1月23日
- (4)納入場所 中部地方環境事務所
- (5) 入札方法 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
  - ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を 含め契約金額を見積もるものとする。
  - イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 %に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 中部地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時までに「B」、「C」又は「D」級に格付され、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 別紙2の業務請負条件を満たした者であること。
- (6)環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

- 4. 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 2 中部地方環境事務所総務課会計係 電話 052-955-2130(直通) FAX 052-951-8889

- (2) 入札説明会の日時及び場所 開催しない。
- 5. 入札参加表明及び入札に関する質問の受付
  - (1) 本件入札に参加する意思がある者は、次に従い、別記様式1の入札参加表明書及び 環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを提出すること。

また、この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は任意)により提出すること。

- ア. 提出期限 令和7年4月24日(木) 15時00分まで (持参の場合は、12時から13時を除く。)
- イ. 提出場所 4. (1) の場所
- ウ. 提出方法 持参、郵送、電子メール (REO-CHUBU@env.go.jp) 又は電子調達システムにより提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、中部地方環境事務所に提出した旨を連絡すること。

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和7年4月25日(金)17時までに電子メールにより行う。
- 6. 業務請負条件に関する書類の提出

別紙2の業務請負条件に関する書類を次に従い提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月24日(木)15時まで(持参の場合は、12時から13時を除く)

- (2) 書面による提出の場合
  - ア. 提出場所 4. (1) の場所
  - イ. 部数 2部(提出書類を綴じ込んだ一式)
  - ウ. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

- (3) 電子による提出の場合
  - ア. 提出方法 電子ファイル (PDF 形式) により、電子メール\*1で送信、DVD-R 等に 保存して持参又は郵送\*2、又は電子調達システム上\*3で提出するこ と。電子メールで提出した場合には、中部地方環境事務所に提出した旨 を連絡すること。
    - \*1電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)
    - \*2郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
    - \*3電子調達システムのデータ上限は10MB

- イ. 提出場所 電子メールの場合: REO-CHUBU@env. go. jpDVD-R の持参又は郵送の場合: 4. (1) の場所 電子調達システムの場合: 電子調達システム上
- (4)審査結果通知は、令和7年5月7日(水)17時までに通知する。
- 7. 競争執行の日時、場所等
  - (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年5月8日(木) 16時00分

場所 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

中部地方環境事務所 第2会議室(中部経済産業局総合庁舎1階)

- (2) 入札書の提出方法
  - ア. 電子調達システムによる入札の場合
    - 7. (1)の日時までに電子調達システムにより入札を行うものとする。電子調達システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書をPDF化し、令和7年4月24日(木)15時までに提出すること。
  - イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面を令和7年4月24日(木) 15時までに、7. (1) の場所へ持参、郵送、電子メール (REO-CHUBU@env.go.jp) により提出すること。

なお、電子メールで提出した場合は、書面による入札書を提出する場合は、中部 地方環境事務所に提出した旨を連絡すること。

また書面により入札書を提出する場合は、<u>7. (1)の日時、場所に環境省入札</u> 心得に定める様式1による入札書を持参すること。電話、FAX、郵送等による提 出は認めない。入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3)入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した 入札書は無効とする。

#### 8. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

## 9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項 に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入 札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約した ものとして取り扱うこととする。

#### 10. その他

## (1)入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び 入札価格について、開札場において発表するものとする。

(2) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、落札決定日とする。

(3) 個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、様式6に定める書面を速やかに提出しなければならない。なお、業務請負条件の提出時に添付した際には、この限りではない。

(4) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム(GEPS)ホームページアドレス

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101

ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル)

受付時間 平日 9 時 00 分~17 時 30 分(国民の祝日・休日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始を除く)

#### ◎添付資料

- ·別紙1 環境省入札心得
- ·別紙2 業務請負条件
- 別添 1 契約書 (案)
- 別添2 仕様書

令和 年 月 日

## 入札参加表明書(及び質問書)

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所総務課長 殿

令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務に係る入札への参加を表明します。

- ※1. 令和07・08・09年度環境省競争参加資格書(全省庁統一資格)の審査結果通知書の写しを添付すること(入札説明会に参加した者については添付不要。)。
- ※2. 入札説明書に関する質問がある場合には、質問書(様式は任意)を添付すること。

担当者等連絡先 部署名: 責任者名: 担当者名: TEL:

E-mail:

# 環境省入札心得(物品役務最低価格落札方式)

## 1. 趣旨

環境省の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

## 2. 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料 を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、 全額免除する。

## 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札を行う場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札を行うこと」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式3による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

#### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6. 入札書の提出

- (1)入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に 誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を 入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓 約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官中部地方環境事務所総務課長殿と記載) 及び「令和7年5月8日開札[令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務] の入札書在中」と朱書きして、入札日時に提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札を行うこと。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札の情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式4による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ② その他入札に関する条件に違反した入札

#### 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、 又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

(1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は

代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う ことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札を行った場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3)入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに 応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合 のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。) し、落札決定の日から10日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。) に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

#### 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
  - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - ア 暴力的な要求行為を行う者
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 発注元の契約担当官等へ報告を行います。

## 入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所総務課長 殿

住 所会 社 名 代表者役職・氏名

## (復) 代理人

注)代理人又は復代理人が入札書を持参して入札 する場合に、(復)代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務

2 入札金額 : 金 円

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団

排除に関する誓約事項に誓約する。

部署名:責任者名:担当者名:TEL:

E-mail:

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所総務課長 殿

住 所会 社 名 代表者役職・氏名

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名:令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由 (記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先	
部署名:	
責任者名:	
担当者名:	
T E L:	
E-mail:	

## 委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所総務課長 殿

住所(委任者) 会社名代表者役職・氏名

代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

## (委任事項)

- 1 令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名: 責任者名: 担当者名: T E L: E-mail:

## 委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所総務課長 殿

代理人住所 (委任者) 所属(役職名) 氏 名

復代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

## (委任事項)

令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名: 担当者名:

T E L:

E-mail:

表

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	住所〇〇〇〇〇〇一即

封緘に使用する印は、入札当日出席する代理人の印(代表者が出席する場合はその印)を 使用する。

## 入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所総務課長 殿

住 所会 社 名代表者役職・氏名

令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務に係る入札を辞退します。

担当者等連絡先

部署名: 責任者名: 担当者名: T E L:

E-mail:

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式5

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所総務課長 殿

住 所会 社 名 代表者役職・氏名

令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務に係る個人情報の管理について 業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 個人情報の適切な管理のための措置 環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添のとおり実施します。
- 2 管理体制及び実施体制
  - ※ 個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報	R 管理責任者	
氏 名		
所 属		役職
連絡先	TEL: E-mail	:
個人情報	<b>设管理担当者</b>	
氏 名		
所 属		役職
連絡先	TEL: E-mail	:
体制図		

## 3 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、中部地方環境事務所担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

## <実施計画>

※ 中部地方環境事務所担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

4 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

5 その他

## 再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所総務課長 殿

住 所 会 社 名 代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名:令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務
- 2 契約金額:
- 3 再委任等を行う業務の範囲:
- 4 再委任等を行う業務に係る経費:
- 5 再委任等を必要とする理由:
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所:
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由:

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式7

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所総務課長 殿

住 所会 社 名 代表者役職・氏名

令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務における再委任等業務に係る 個人情報の管理について

業務における再委任等業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 再委任等を行う業務の範囲
- 2 個人情報の適切な管理のための措置 環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添 の通り実施します。※社内規程等あれば添付
- 3 管理体制及び実施体制
  - ※ 個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報	B管理責任者		
氏 名			
所 属		役	職
連絡先	TEL: E-mail	:	
個人情報	<b>B</b> 管理担当者		
氏 名			
所 属		役	職
連絡先	TEL: E-mail	:	

体制図			

## 4 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、中部地方環境事務所担当官又は〇〇〇(中部地方環境事務所契約相手方)による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

## <実施計画>

※ 中部地方環境事務所担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

5 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

6 その他

## (別紙様式1)

## 「令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務」 に係る入札公告時に提示する請負条件

令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務は、環境省が整備した登山道等を安全に公園利用者等に供するため、巡視、補修、草刈り等の維持管理を行うものである。

登山道沿いの草刈り、ハイマツ等の剪定を行う際に、誤って希少な高山植物等を損傷することがないよう、植物分類について十分な知識を有する者が作業若しくは事前指導する必要があり、本業務の実施にあたり高い専門性が必要となる。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

## (1) 提出書類(別添様式)

生物分類技能検定1級又は2級(植物部門)の有資格者を有していることが確認できる書類。

## (2) 提出期限等

① 提出期限

入札説明書6. (1) のとおり

- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先 入札説明書4. (1)に同じ
- ③ 提出部数

1 部

④ 提出方法

入札説明書6.のとおり

- ⑤ 提出に当たっての注意事項
  - ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時 $\sim 13$ 時は除く)とする。
  - イ 郵送する場合は、封書の表に「令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理 業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなか った業務請負条件資料は、無効とする。
  - ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又 は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
  - エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に 対して指名停止を行うことがある。
  - オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査 以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者

が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する 法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不 開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除い て開示される場合がある。

## (3)審査結果の回答

入札説明書6. (4) のとおり

支出負担行為担当官 中部地方環境事務所総務課長 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務に関する 調査業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。 なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務に関する調査業務の実績が確認できる書類。
- ② 令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務の有資格者を有していることが確認できる書類。

(担当者等連絡先)

部署名: 責任者名: 担当者名: TEL:

E-mail:



## 契約 書(案)

支出負担行為担当官中部地方環境事務所総務課長 内田 正明(以下「甲」という。) は、〇〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)と「令和7年度白山国立公園登山道等施設 維持管理業務」(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

## (契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

#### (契約金額)

第2条 契約金額は金する。

円(うち消費税及び地方消費税の額10%

円) と

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和8年1月23日納入場所 中部地方環境事務所

## (契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

## (再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

#### (監督)

- 第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。
- 2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

#### (検査及び引渡し)

- 第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格 した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならな い。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日

から起算する。

#### (契約金額の支払い)

- 第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額(この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内(以下 「約定期間」という。)に契約金額を支払わなければならない。

#### (支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の 日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延 に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額 を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないこと が、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期 間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

#### (仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務の中止)

- 第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、 乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

## (契約の解除)

- 第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は 一部を解除することができる。
  - 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがない と認められるとき。
  - 二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。
  - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の 職務の執行を妨げたとき。
  - 四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約 を解除することができる。
  - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催 告することなくこの契約を解除することができる。
  - 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

## (再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任 者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任 者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講 じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

## (違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法 律第154号)の規定により選任された管財人
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約 金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなけれ ばならない。
  - 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構 成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、

公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

## (損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

#### (表明確約)

- 第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、 将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」とい う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとと もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要 な協力を行うものとする。

### (担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しな

いものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

## (秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の 目的に利用してはならない。

## (個人情報の取扱い)

- 第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その 他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情 報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。) 及び特定個人情報(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報をいう。)(以 下、「個人情報」という。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなけ ればならない。
- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に 甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のため に必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等 が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更 及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする(以下、承認を得た再受 任者等を単に「再受任者等」という。)。
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものと する。
- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合 はこの限りでない。
  - 一 甲から預託された個人情報を第三者(前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。
  - 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
  - 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙(再受任者等があるときは再受任者等を 含む。)の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び 実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について 定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個 人情報の適切な管理(再受任者等による管理を含む。)のために必要な措置を講じなけ ればならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、 所属の職員に、乙(再受任者等があるときは再受任者等を含む。)の事務所、事業場等 において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等 の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及

び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に 違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止 等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、 復旧等の措置及び本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等 について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・ 対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報(甲から預託された個人情報を含む。)の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

#### (債権譲渡の禁止)

- 第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を 得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及 び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融 機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の 効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における 予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令(昭和55年政令第22号)第5条第1 項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとす る。

#### (紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲 乙協議して解決するものとする。 本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住 所 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 氏 名 支出負担行為担当官

中部地方環境事務所総務課長 内田 正明

乙住所氏名

印

印

## 令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務仕様書

## 1. 業務の目的

白山国立公園において、利用者の安全で快適な利用のため、登山道等の施設について必要な維持管理を行うもの。

## 2. 業務の内容

#### (1)業務計画の立案

請負者は、下記(2)及び(3)の各業務を開始する前に、白山自然保護官事務 所担当官(以下、「環境省担当官」という。)に業務予定表を提出し、具体的な実施 内容について調整を行うこと。

## (2) 登山道の巡視及び施設の軽易な補修、草刈り作業等

6月から 11 月の間、別表及び別図1に示す番号1~6及び9の登山道(合計13.91km)において、各路線20日に1回程度の頻度で、合計7回程度の巡視及び必要に応じて施設の軽易な補修等を行う。また、番号1~6の登山道においては、それらの作業に合わせて歩道脇の草刈り又はハイマツ等の剪定を2回程度行う。別表番号7の別当出合駐車場の歩道及び別表番号8の加賀禅定道においては、期間中に巡視及び草刈りを2回程度行う。作業は安全性を考慮して、行うこととする。豪雨の後など緊急に巡視を実施する必要が認められる場合には、環境省担当官と協議の上、早急に巡視等を実施する。作業の際は軽易な補修に必要な工具類\*及び資材\*\*を携行して行うこと。

以下、作業内容の詳細を a) ~d) に示す。

## ≪作業内容の詳細≫

- a) 巡視により別紙1①に定める内容の施設点検を実施するとともに、必要に応じて利用者への安全指導を行い、巡視結果について別添1号様式に記録する。1号様式への記録は別表に示す登山道の路線ごとに行う。なお、看板や標識等の施設については、必要に応じて表示面の清掃を行う。
- b) 巡視により施設の不具合や利用の危険等が発見された場合は、別紙1②に定める内容についてはその場で軽易な補修を行う。詰まりが確認された側溝については解消すること(計10本程度)。ただし、天候や作業工程等の事情でその場で対応できない場合については、対処について環境省担当官に相談すること。実施した補修作業等については、作業ごとに別添2号様式に記録する。別紙1②以外の作業内容で、規模が大きく携行する工具、資材で対処できない場合は別添3号様式に記録し、速やかに環境省担当官に報告を行うこと。

- c) 別表及び別図1に示す登山道(3白山室堂園地園路、6中宮道線及び9弥陀ヶ原線を除く14.16km)において、7月から10月の間に計2回程度(7月と9月を想定)、登山道脇の草刈りを行う。草刈り作業の実施に当たっては、利用に支障を及ぼさず、かつ、必要最小限の範囲とすること。ただし、植生の繁茂の状況により利用に支障をきたしている場合等には、環境省担当官と相談の上、作業時期を変更することができるものとする。刈り草等については公園利用者の妨げにならず、かつ景観上の支障とならないよう適切に処理すること。また、「花の名山」として知られる白山の訪問者に配慮し、白山国立公園において採取若しくは損傷を規制する「指定植物」や、登山者に人気のある種については刈り残すなど、白山における高山植物の生育状況に配慮すること。草刈りは a)の巡視を兼ねて行うものとし、別添1号様式と2号様式のいずれも記載すること。
- d) 別図1に示す3白山室堂園地園路(3.83km)及び6中宮道線(1.1km)の歩道において、7月から10月の間に計2回程度、歩道に突出するハイマツ等歩行の支障となる樹木の剪定を行う。ハイマツ等の剪定の実施に当たっては、利用に支障を及ぼさず、かつ、必要最小限の範囲とすること。剪定は7月及び9月の作業実施を想定しているが、利用のピーク時を避け、利用者の減少する時期に実施するものとし、実施時期については環境省担当官と相談の上、変更できるものとする。剪定した枝については、公園利用者の妨げにならず、かつ景観上の支障とならないよう適正に処理すること。剪定は a)の巡視を兼ねて行うものとし、別添1号様式と2号様式のいずれも記載すること。

#### (参考)

#### 行程案

・登山道の巡視及び施設の軽易な補修のみの場合(5回程度)

1日目:別当出合〜別当出合弥陀ヶ原線〜高飯場南竜ヶ馬場室堂線〜室堂(泊)

2日目:室堂~白山室堂園地園路~中宮道線~別当出合室堂線~弥陀ヶ原線~別

当出合室堂線(往復)~室堂(泊)

3日目:室堂~白山南山稜線~別当出合

・巡視等に合わせて、草刈り又はハイマツ等の剪定も実施する場合(2回程度、弥陀ヶ原線については巡視等のみ)

1日目:ハライ谷~加賀禅定道線~室堂(泊)

2日目:室堂~高飯場南竜ヶ馬場室堂線~室堂(泊)

3日目:室堂~白山室堂園地~中宮道線~室堂(泊)

4日目:室堂~別当出合室堂線~弥陀ヶ原線~別当出合弥陀ヶ原線~室堂(泊)

5日目:室堂~白山南山稜線~室堂(泊)

6日目:室堂~加賀禅定道線~ハライ谷

(3)別当出合弥陀ヶ原線道路(歩道)上における道迷い防止用のポールの設置及び維持管理

別図1-6に示す別当出合弥陀ヶ原線上の位置に雪渓が生じるため、6月末までに登山道の位置が分かるよう、雪渓の両端に道迷い防止用のポールを設置する。また、1週間に1回程度の頻度(計2回程度)で見回りを行い、維持管理を行う。雪渓の位置が変化した場合はポールを設置し直すこと。雪渓がなくなり次第、ポールを撤去すること(7月中を想定)。報告は設置、各維持管理、撤去毎に別添2号様式を用いて行うこと。

(4) エントランス看板に係る点検・保守及び草刈り作業、冬季養生

別表及び別図2~4に定めるエントランス看板(2箇所、2基)について7月から10月の間に計2回程度の点検・保守、草刈り作業を実施する。点検・保守、草刈りは同日に行うことを想定している。台風等自然災害の後など緊急に点検を実施する必要が認められる場合には、環境省担当官と相談の上、点検等を随時実施するものとする。また、冬季に入る前にエントランス看板の冬季養生を行う。点検等の際は軽易な補修に必要な工具類\*及び資材\*\*を携行して行うこと。以下、作業内容の詳細をa)~d)に示す。

## ≪作業内容の詳細≫

- a) 点検の際、別紙1③に定める内容の施設点検を行い、点検結果について別添2号様式に記録するとともに、表示面の清掃を行う。別添2号様式への記録は別表に示すエントランス看板の種類ごとに行う。
- b) 点検によりエントランス看板の不具合が発見された場合は、軽易なものについてはその場で対処し、本体の破損等その場で対応出来ないものについては別添3号様式に記録し、速やかに環境省担当官に報告すること。
- c) 別表及び別図 2~4に示すエントランス看板(2箇所、合計40㎡)について、 7月から10月の間に計2回程度、点検と平行して周辺の草刈りを行う。刈り草 については公園利用者の妨げにならず、かつ景観上の支障とならないよう適切 に処理すること。
- d) 冬季に入る前の 10 月下旬から 11 月上旬にエントランス看板 (2 箇所、2 基) をブルーシート及びロープで養生し、雪下での位置を示すため看板の脇に測量 ポールを設置する。

- \*(2)及び(4)の各業務を行ううえで必要な機械器具(草刈り機等)、工具類(金づち、手鋸等)、燃料費及びこれらに係る損料等は請負者が負担すること。
- \*\*(2)及び(4)の業務を行う上で必要な資材(ロープ、釘、ブルーシート、測量ポール等)については白山自然保護官事務所より支給する(業務開始時に撤去した資材及び使用しなかった資材については、業務終了後に白山自然保護官事務所に返却すること)。
- (5) 5月から7月上旬頃にかけて別図1-7に示す高飯場南竜ヶ馬場室堂線道路 (歩道)、白山南山稜線道路(歩道)の残雪が残っている箇所において、通行における 安全状況を確認するとともに、スコップ等を用いて利用者が安全に通行できるよう整 地すること。

報告は別添2号様式を用いて行うこと。

- (6) 殿ヶ池避難小屋の雨樋及び貯水タンクの取付け、取外し作業
  - a) 雨樋取付け及び貯水タンク設置作業

石川県白山市白峰に位置する殿ヶ池避難小屋において、6月末までに避難小屋内に保管してある貯水タンク(容量110L)及び雨樋を、屋外の規定の位置に設置すること。

- b) 雨樋取り外し及び貯水タンク搬入作業
- a) で設置した雨樋及び貯水タンクを10月下旬までに取り外し、避難小屋内の利用に支障とならない場所に保管すること。

報告は別添4号様式を用いて行うこと。

#### (7)業務内容の取りまとめ

業務実績を一覧表にし、別添1~3号様式及び写真を取りまとめた業務報告書を作成すること。

3. 業務履行期限

令和8年1月23日(金)まで

## 4. 成果物

紙媒体:報告書 2部(A4判 130頁程度)

報告書等の仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所:中部地方環境事務所白山自然保護官事務所

#### 5. 著作権等の扱い

(1)成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、 納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

## 6. その他

- (1)請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 事業実施に当たっては、環境省担当官と十分連絡調整を行うとともに、事故等が発生した際は、速やかに環境省担当官へ報告し、その指示に従うこと。

#### 1. 報告書等の仕様及び記載事項

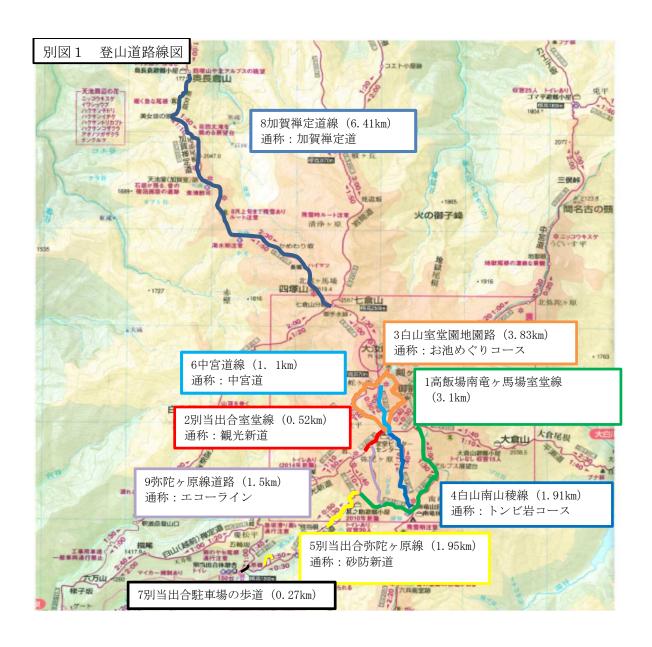
報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

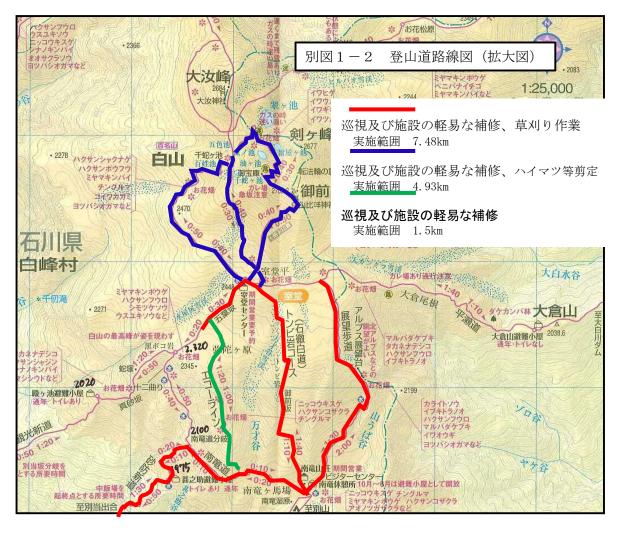
# 2. その他

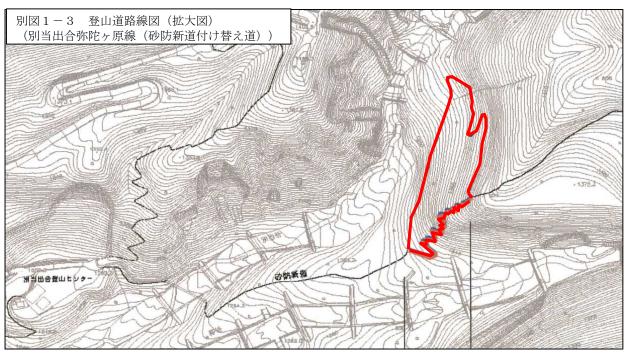
成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

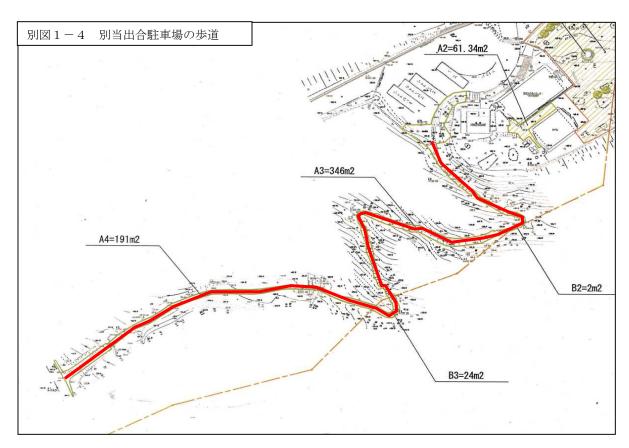
#### 別表 業務地点及び業務内容

区分	番号	名称・所在地	別図	規模	巡視 回数		巡視+草刈 面積 (㎡)		備考
		高飯場南竜ヶ馬場室堂線 (通称:展望歩道、南竜水平道) 石川県白山市白峰	1 1-2	3.1 km	5			2	高飯場・歩道分岐点 〜室堂平・歩道分岐点
	2	別当出合室堂線(通称:観光新道) 石川県白山市白峰	1 1-2	0.52 km	5			2	弥陀ヶ原 〜白山室堂
	3	白山室堂園地園路 (通称:お池めぐりコース) 石川県白山市白峰	1 1-2	3.83 km	5			2	白山室堂 ~白山室堂
	4	白山南山稜線 (通称:トンビ岩コース) 石川県白山市白峰	1 1-2	1.91 km	5			2	南竜ヶ馬場 〜白山室堂
	5	別当出合弥陀ヶ原線 (通称:砂防新道(付け替え道・迂 回路)) 石川県白山市白峰	1 1-3	1.95 km	5			2	・一方通行区間(上下線) ・別当覗先~南竜道分岐
	6	中宮道線(通称:中宮道) 石川県白山市白峰	1 1-2	1.1 km	5			2	白山室堂 〜千蛇ヶ池
	7	別当出合駐車場の歩道 石川県白山市白峰	1-4	0.27 km	_			2	別当出合駐車場 〜別当出合休憩舎
	8	加賀禅定道線 (通称:加賀禅定道) 石川県白山市白峰	1 1-5	6.41 km	-			2	奥長倉山 ~七倉山
	9	弥陀ヶ原線道路 (通称:エコーライン) 石川県白山市白峰	1 1-2	1.5 km	7			ı	砂防新道分岐 ~南竜水平道分岐
		合計		20.59 km	37			16	
エントランス	1	市ノ瀬ビジターセンター前 石川県白山市白峰	2 · 3	1 基		2	20	2	
	2	大白川線道路 岐阜県大野郡白川村	2 • 3	1 基		2	20	2	
看板		合計		2 基		4	40	4	







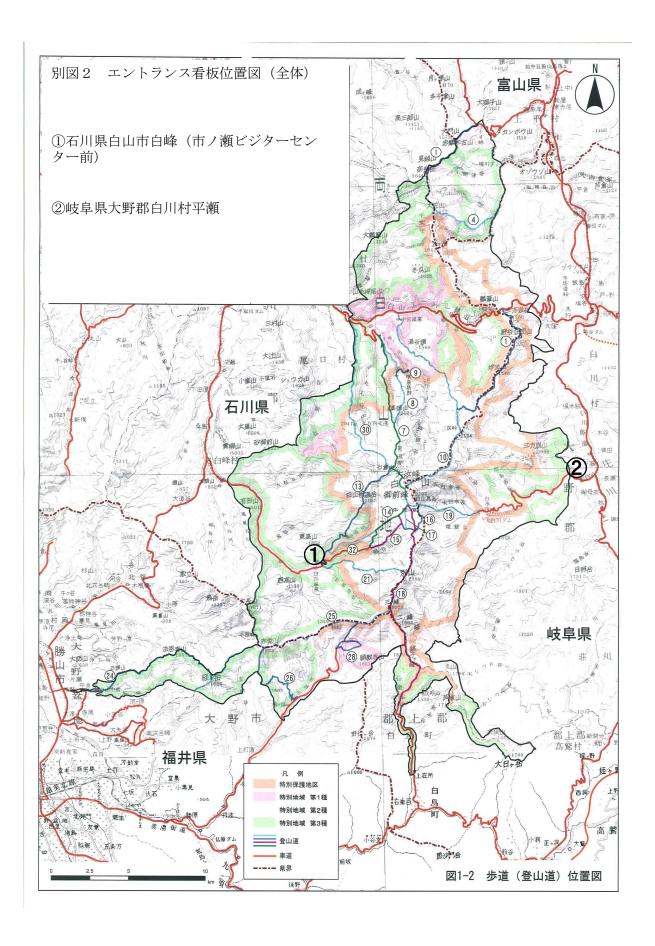


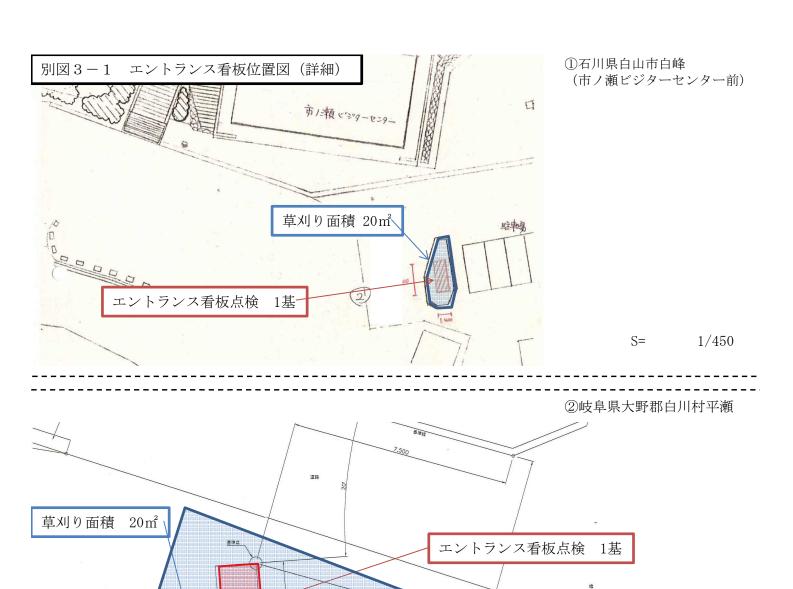
延長:0.27km





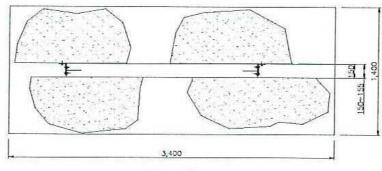




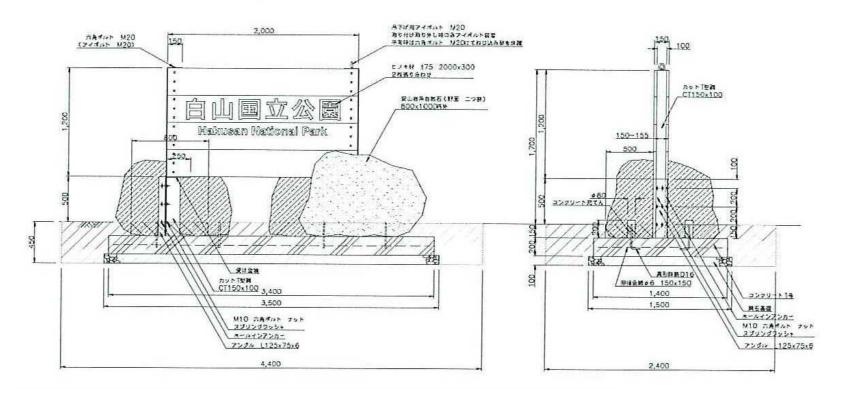


S=

1/100



平面図 1:30



別図4 エントランス看板構造図

### 別紙1

①登山道巡視の際の点検項目	チェック
路面に不自然なクラック、段差などが出来ていないか	
通行に支障をきたす水たまり等がないか	
倒木及び落枝などで動線が妨げられていないか	
登山道及び周辺に落下の危険性のある枯損木・枝がないか	
路肩部分の崩落等がないか	
通行に支障をきたす、または展望を妨げる植生の繁茂はないか	
野生動物の死がい等がないか	
利用者に危険を及ぼす野生生物(ハチ等昆虫を含む)はいないか	
立入禁止等の処置は適切か	
横断、または並行する水路につまりや破損、土砂堆積はないか	
標識類に異常(不明瞭さ等)はないか	
施設の基礎部に陥没、クラック、腐食がないか	
柵、土留、木道、階段、橋梁等の構造物にボルトの緩み、ぐらつき、腐食、ささくれ等がないか	
ベンチ、テーブル等休養施設にボルトの緩み、ぐらつき、腐食、ささくれ等がないか	
部材が外れる、または破損するなどして、穴が開いたりしていないか	
塗装がはげるなどして見苦しくなっていないか	
構造外の板やひもなど危険なものが取り付けられていたり、置かれていないか	
その他、通行または利用上支障のあるものがないか	
②登山道の軽易な補修に係る作業内容	チェック
上記点検において異常が発見された場合の報告(緊急性の高いものは速やかに口頭で報告する)	
登山道上の浮き石等の除去	
登山道上の倒木の処理(携行する手鋸で処理できるもの)	
危険個所への立ち入りを制限するためのロープ張り	
施設の破損等によりその利用が困難又は危険が発見された場合は、利用禁止等の掲示	
施設から飛び出た釘の打ち直し(新たな釘打ちを含む)	
施設のボルトの緩みの締め直し	
杭や道標等の傾きの解消(小規模なもの)	
木製施設のささくれ等の処理	
堆積土砂や落葉による横断溝のつまりの解消	
その他、携行する道具類で対応できるもの	
③エントランス看板の点検項目	チェック
表示面に汚れや傷、ささくれ等がないか	
表示面の塗料のはく離や不明瞭さがないか	
看板本体の腐食や破損等がないか	
看板本体、支柱、接続部に鋭利な尖端、角、縁はないか	
基礎部の陥没、クラック、割れがないか	
接続部の腐食、ぐらつき、ボルトの緩みがないか	
看板の周囲に視認の妨げとなる雑草の繁茂やごみがないか	
野生動物の死がい等がないか	
利用者に危険を及ぼす野生生物(ハチ等昆虫を含む)はいないか	
利用者に危険を及ばす野生生物 (ハノ 寺比虫を占む) はいないか 部材が外れる、または破損するなどして、穴が開いたりしていないか	_
付属品の摩耗、変形、変色がないか。	
構造外の板やひもなど危険なものが取り付けられていたり、置かれていないか	
その他、利用上支障のあるものがないか	

情報提出日	年,月日日	記入日年月日	記入者
No. 1. 日付・天気	月 日 曜日 天候	Δ. /1.πά //	
	時 説 分 <mark>~ 時 説 分 う</mark> 高飯場南竜ヶ馬場室堂線(展望歩道)	ち休憩 分 • <b>南竜水平道)</b>	
3. 巡視実施者 4. 概 要	【記入要領】	箇所数を記入	備考
	<ul><li>①巡視範囲及び情報共有事項</li><li>全線巡視</li><li>部分巡視</li></ul>	巡視完了範囲・情報共有事項	
	(2) 施設状況		(詳細は裏面へ)
	①今回措置した箇所		
	<ul><li>なし 措置施設の種類・数</li><li>あり ⇒ 登山道</li><li>木道・階段・橋</li><li>標識・看板</li><li>避難小屋・トイレ等</li></ul>	⇒ 図	屋等補修
	<u>□</u> 他 ( ②今後対応(補修等)が必要と思れ	· / _ <u>                               </u>	(詳細は裏面へ)
	<ul><li>なし 措置施設の種類・数</li><li>・数 登山道</li><li>木道・階段・橋</li><li>標識・看板</li><li>・遊難小屋・トイレ等</li><li>他 (</li></ul>	⇒	近刈払い 道等補修 屋等補修
	利用者への影響(安全面) 早急な対応が必要 要対応だが当面問題なし 特段の問題なし  ③避難小屋・トイレの清掃の必要	なし	(詳細は裏面へ)
	<ul><li>なし</li><li>あり ⇒ トイレ清掃</li><li>場所 ⇒</li></ul>		)
	(3) 利用状況 ①違反等	→ 非常に目立つところ 望見されることもある 望見されることはない →	(詳細は裏面へ) <b>為者</b> 「明 引
	立		国有林 (詳細は裏面へ)
	<ul> <li>なし</li> <li>あり ⇒ 歩道外通行</li> <li>場所:⇒</li> <li>③登山者数</li> <li>人 (うち避難小屋利用者</li> </ul>	汝置 <mark>… トイレ痕 … 他 ( ) … ) … ( ) … ) … ( ) … )</mark>	······)
	(4) その他 (自然状況など)		(詳細は裏面へ)
	(4) ての他(自然小沈など) ①動植物状況 i)開花結実等 なし あり ii)動物情報 なし あり iii)植物荒廃等 なし あり  ②積雪・凍結 なし あり 場所・程度	場所・状況 場所・状況 場所・状況	
	③ その他 場所・状況		

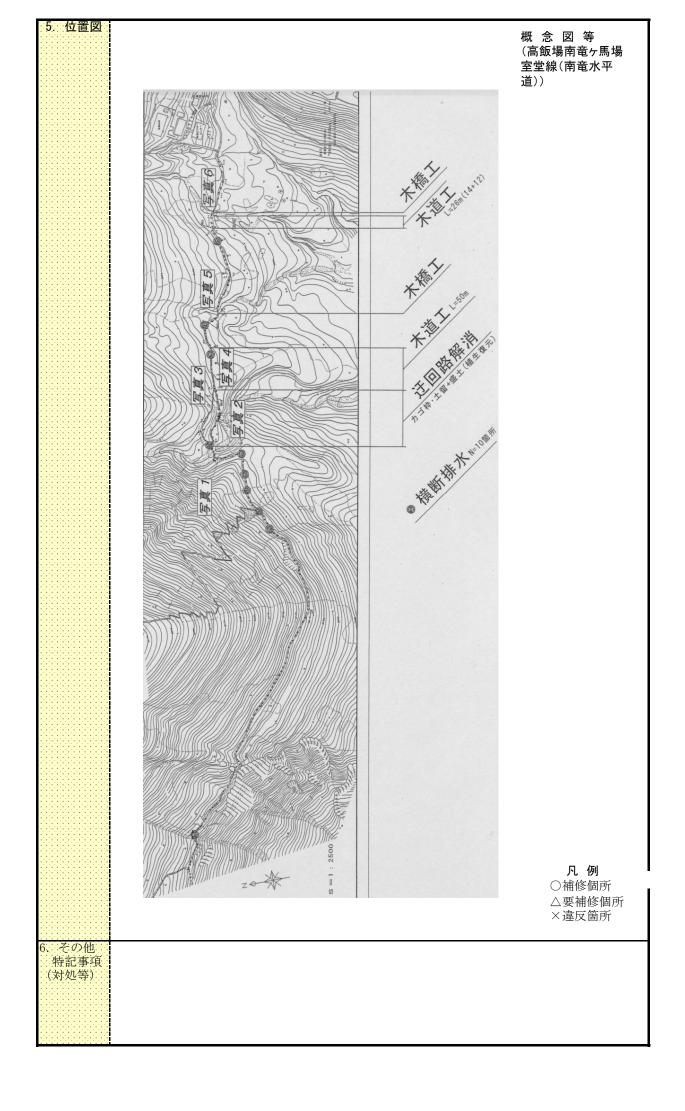
5. 位置図 展望歩道 工事名 白山豊山道(トンビ岩・展望参道 名 (展望歩道) 白山市白峰地内 箇 所 全体平面図 × 名 S=1:3000 (A1) 尺 枚の県 図面番号 Ш 石

概念図等 (高飯場南竜ヶ馬場 室堂線(展望歩道))

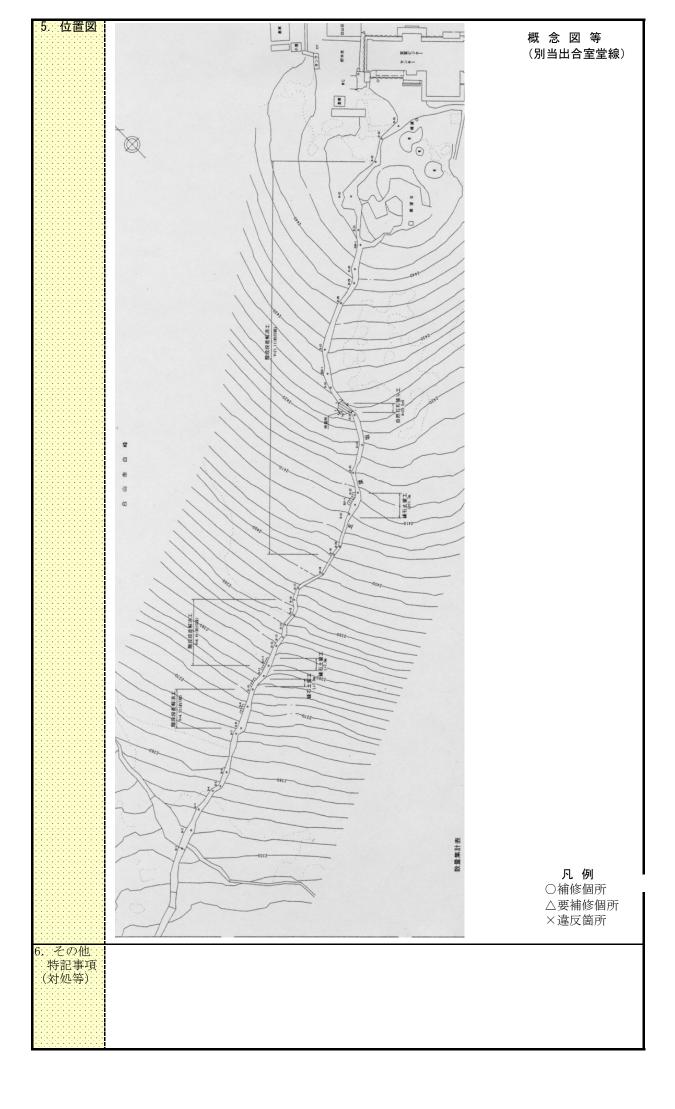
凡例

○補修個所

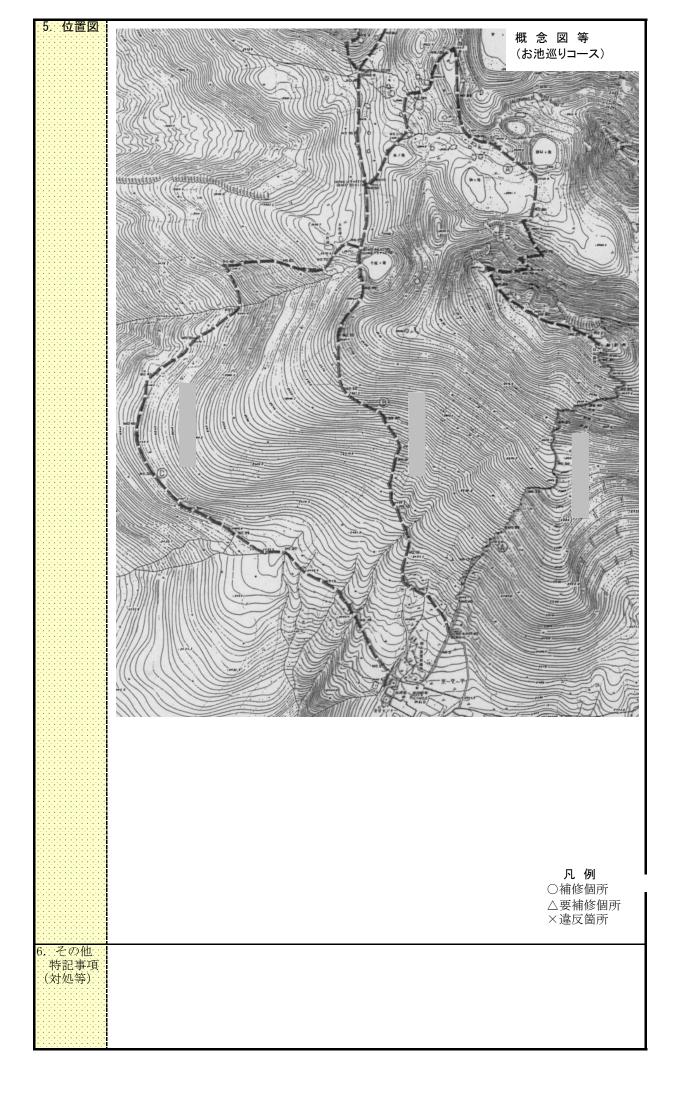
△要補修個所 ×違反箇所



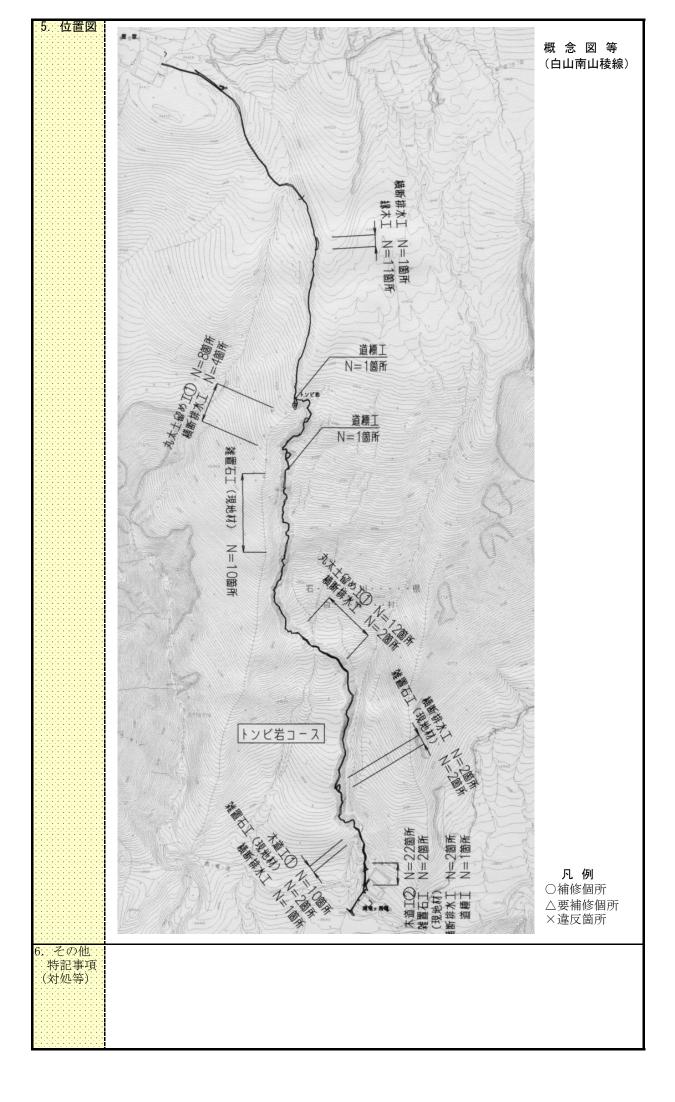
情報提出日	日 記入日 年 月 日 記力	者
No. 1 日付・天気	■	
	□ 時間分 ○ 時間分 うち休憩 分 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	別当出合室堂線(観光新道)	
3. 巡視実施者		
4. 概 要	【記入要領】	!
	(1)巡視内容	╽
	①巡視範囲及び情報共有事項	The state of the s
	全線巡視 巡視完了範囲·情報共有事項 巡視完了範囲·情報共有事項	
	☆ 部分巡視 ⇒	
		•• !
	(2) 施設状況	(詳細は裏面へ)
	①今回措置した箇所	
	なし 措置施設の種類・数 措置内容 あり ⇒ 登山道 ⇒ 1 倒木除去 対検藪払い 単単 単型   1 対	
	○	i
	標識・看板標識清掃に標識補修に対象	i
	避難小屋・トイレ等	
	②今後対応(補修等)が必要と思われる箇所	(詳細は裏面へ)
	なし 措置施設の種類・数 対応内容(案)	
	● あり → 登山道 → 倒木除去 枝藪払い 草刈払い	i
	木道・階段・橋 枝剪定 石積階段補修 木道等補修	Ī
	標識・看板 標識清掃 標識補修 小屋等補修 避難小屋・トイレ等 誘導ロープ設置 ご	<b>&gt;</b>
	他(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		<b>-</b>
	早急な対応が必要・・・なし	
	特段の問題なし ぶ 不明	
	③避難小屋・トイレの清掃の必要性(該当の場合のみ)	(詳細は裏面へ)
	なし	
	あり ⇒ トイレ清掃 小屋清掃 し尿搬出 他 (	
	場所∵⇒	4
	(3) 利用状況	(詳細は裏面へ)
	①違反等	
	なし <u>違反行為の種類 利用者からの望見度合い</u> 行為者	
	木竹の伐採・損傷 望見されることもある 明	
	動物の捕獲・殺傷 望見されることはない ⇒	  -
	工作物の新改増築 土石・岩石の採集 <b>場所の特性</b>	 
	<ul><li>土石・岩石の採集</li><li>場所の特性</li><li>し他 ( 公園特保 ○ 公園特別 ○ 国有林</li></ul>	Å
	②利用マナーの問題	(詳細は裏面へ)
	なし	į
	あり ⇒ 歩道外通行 ゴミ放置 トイレ痕 他 ( 他 ( )	
	場所∶⇒	
	<u>③登山</u> 者数	
	<mark></mark> 人 (うち避難小屋利用者 <mark></mark> 人)	
	(4) その他(自然状況など)	(詳細は裏面へ)
	(4) その他(自然状況など)   ①動植物状況	
	i)開花結実等 なし 場所・状況	
101000000000000000000000000000000000000		projection of the second of th
	ii)動物情報 なし あり 場所・状況	i <mark>l</mark>
	نوغرين والورق والوالو والو	
	ii)動物情報	
	ii)動物情報       なし       あり       場所・状況         iii)植物荒廃等       なし       あり       場所・状況	
	ii)動物情報	-
	ii ) 動物情報 なし あり 場所・状況 iii ) 植物荒廃等 なし あり 場所・状況 ②積雪・凍結 ぶし あり 場所・状況 なし あり 場所・状況 なし あり 場所・状況 なし あり 場所・状況	



情報提出日 No.	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	年 月 日	記入者
1. 日付·天気			
2. 巡視ルート	<ul><li>──時 分 ~── 時 分 うち休憩</li><li>白山室堂園地園路(お池巡りコース)</li></ul>	<u>分</u>	
3. 巡視実施者			
4.概 要	該当項目に✔を記入。不明は「一」 箇所数	<b>数を記入</b>	ļ
	(1)巡視内容		備。考
	①巡視範囲及び情報共有事項	範囲・情報共有事項	
	(2) 施設状況 ①今回措置した箇所		(詳細は裏面へ)
	なし 措置施設の種類・数 #置施設の種類・数	措置内容	
	※ あり ⇒ ② 登山道 → ② 倒木		刈払い
		<u>  </u>	<b>置等補修</b>
	標識・看板 標識・看板 避難小屋・トイレ等 ご	清掃 標識補修 등	【ロープ 設置
	他 ( ( ) 他		<b>芸芸</b> )
	②今後対応 (補修等) が必要と思われる箇所		(詳細は裏面へ)
	… なし <mark>措置施設の種類・数</mark>	対応内容(案) 除去 大藪払い 草	<del>:::::::</del> 刈払い
	البنيا البنيا		^リラムン、 道等補修
	標識・看板 標識		<b>置等補修</b>
		プ 設置	
	他 ( 他 ( ) 他 利用者への影響(安全面) 自然環境へ	の早之郷	
	早急な対応が必要		
	要対応だが当面問題なし		
	<b>一 特段の問題なし</b> 不明		(詳細は裏面へ)
	③避難小屋・トイレの清掃の必要性(該当の場合	今のみ)	(詳栁は奏風へ)
		操出 他 ( )	<u> </u>
	場所⇒		
	(3) 利用状況		(詳細は裏面へ)
	①違反等		
		いらの望見度合い 行為	
		に目立つところ	明
		されることもある <mark>∭</mark> 明 されることはない ⇒	į
	工作物の新改増築		
	土石・岩石の採集	場所の特性	
	<u>  他 (                                </u>	特保 公園特別 三 国	有杯 (詳細は裏面へ)
	なし		
	あり ⇒  歩道外通行  ゴミ放置  トイ	レ痕 <mark>・・・</mark> 他 (	<u>(                                    </u>
	· 場所 : ⇒ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	③ <b>登山者数</b> 		
	(4) その他 (自然状況など)		(詳細は裏面へ)
	① <b>動植物状況</b> ⅰ)開花結実等 <mark>・・・・</mark> なし <mark>・・・・</mark> あり <mark>場所・状況・・</mark>		
	ii)動物情報 なし あり 場所・状況		
	iii)植物荒廃等 なし あり 場所・状況		
	②積雪·凍結		
	なし あり <mark>場所・程度</mark> あり		
	<ul><li>③ その他</li><li>場所・状況</li></ul>		
	P.S.W. WWG.		<u></u>



情報提出日	年 月 日	記入日 年 月 日	記入者
No. 1. 日付・天気			
	時間分 ~ 時間分 うち	o休憩 分	
	白山南山稜線 (トンビ岩コース)		
3. 巡視実施者 4. 概 要		<u>-0.000.0000.00000000000000000000000000</u>	
寸. 14%	また八女原』 該当項目に✔を記入。不明は「一」	箇所数を記入	ļ
	(1) 巡視内容		備考
	①巡視範囲及び情報共有事項		
	全線巡視 全線巡視	巡視完了範囲·情報共有事項	
	部分巡視 ⇒		
	(2) 施設状況		(詳細は裏面へ)
	①今回措置した箇所		
	なし 措置施設の種類・数	措置内容	
	※ あり ⇒ ※ 登山道 =	→ 🔛 倒木除去 🔃 枝藪払い 🛄 草>	<b>切払い</b>
	── 木道・階段・橋	<u>  </u>	<b>登等補修</b>
	標識・看板	標識清掃 標識補修 🧰 🤴 🮼	ロープ。設置
	<ul><li>避難小屋・トイレ等</li><li>他 (</li></ul>		·······
	②今後対応(補修等)が必要と思わ	/ <del>  </del>	(詳細は裏面へ)
	なし 措置施設の種類・数	対応内容(案)	1000000
		⇒   倒木除去   枝藪払い   草	<b>切払い</b>
	██ 木道・階段・橋		<b>草等補修</b>
	標識・看板		<b>登等補修</b>
	避難小屋・トイレ等	誘導中丁 設置	
	他 ( 利用者への影響(安全面)	) <u>       </u> 他 (	<u>(22)</u> )
	早急な対応が必要	なし	
	要対応だが当面問題なし	あり	
	特段の問題なし	不明	<u> </u>
	③避難小屋・トイレの清掃の必要性	(該当の場合のみ)	(詳細は裏面へ)
	なし、アンスを持ちませる。		000
	<ul><li>あり ⇒ トイレ清掃 小屋清:</li><li>場所 ⇒ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	掃 し尿搬出 他 (	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>
			<u></u>
	(3) 利用状況		(詳細は裏面へ)
	①違反等	manda and a state of the state	, <u></u>
	<ul><li>なし 違反行為の種類 あり ⇒ 値 植物の採取・損傷 =</li></ul>	<mark>利用者からの望見度合い</mark> <b>行ね</b> ⇒	
	● 一	<ul><li>⇒ 非常に目立つところ</li><li>※ 不見</li><li>※ 望見されることもある</li><li>※ 明</li></ul>	<sup></sup>
	動物の捕獲・殺傷	望見されることはない ⇒	
	工作物の新改増築		
	土石・岩石の採集	場所の特性	
	<u> 他 ( ::::::::::::::::::::::::::::::::::</u>	) 公園特保 公園特別 🔛 国	
	②利用マナーの問題 なし		(詳細は裏面へ)
		置 <mark>…</mark> トイレ痕 <mark>…</mark> 他 (	
	場所⇒		
	③登山者数		<del>• • • • • • •</del>
	<mark></mark> 人 (うち避難小屋利用者 <mark></mark>	<u>並 人)</u>	ļ
	(4) その他 (自然状況など)		(詳細は裏面へ)
	①動植物状況		00000
		場所・状況	
		場所・状況	
	ـــ المنظم ا	場所:状況	
	②積雪・凍結		
	state by s		
	③ その他		1444 <u>4</u> 44
	場所・状況		
			!

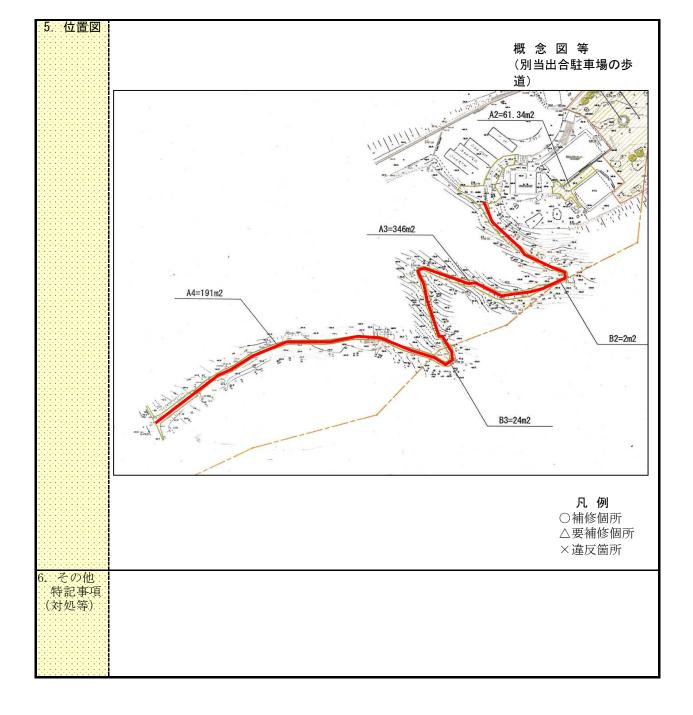


情報提出日	日 記入日 年 月 日 記入日	者
No. <mark>1. 日付・天気</mark>		
1. H.13		
	別当出合弥陀ヶ原線(砂防新道(付け替え道・迂回路))	
3. 巡視実施者		
4. 概 要		ı
	該当項目に√を記入。不明は「一」	備考
	(1) 巡視内谷   ①巡視範囲及び情報共有事項	······ 1/III ··· · · · · · · · · · · · · · · · ·
	全線巡視 巡視完了範囲・情報共有事項	
	部分巡視 ⇒	
	(2)施設状況	(詳細は裏面へ)
	①今回措置した箇所	
	なし <mark>措置施設の種類・数</mark> 措置内容 あり ⇒ 登山道 ⇒ 団倒木除去 し 枝藪払い <b>ご</b> 草刈払い	
	○   あり →   ○   登山道	
	標識·看板 標識清掃 標識補修 藤導丁設置	
	避難小屋・トイレ等 💮 💮	
	他 ( 他 ( 他 ( )	
	②今後対応(補修等)が必要と思われる箇所	(詳細は裏面へ)
	なし 措置施設の種類・数 対応内容(案)	
	あり → 登山道 → 倒木除去 枝藪払い 草刈払い	
	本道・階段・橋 <u></u> 枝剪定	
	は、一般には、「ない。」は、「は、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これを	
	他 (	
	利用者への影響(安全面) 自然環境への影響	
	早急な対応が必要 なし	
	<ul><li>要対応だが当面問題なし</li><li>あり</li></ul>	
	特段の問題なし   不明	(詳細は裏面へ)
	③避難小屋・トイレの清掃の必要性(該当の場合のみ)	(詳細は美国ご)
	<ul><li>なし</li><li>あり ⇒ トイレ清掃</li><li>小屋清掃</li><li>し尿搬出</li><li>他 (</li></ul>	
	・場所:⇒	
	(3)利用状況	(詳細は裏面へ)
	①違反等	
	なし <b>違反行為の種類 利用者からの望見度合い 行為者</b> あり <b>⇒</b> 植物の採取・損傷 ⇒ 非常に目立つところ <b>□</b> 不明	
	ぶ  あり ⇒ は 植物の採取・損傷 ⇒ は 非常に目立つところ	
	動物の捕獲・殺傷    望見されることはない →	
	工作物の新改増築	
	土石・岩石の採集 <mark>場所の特性</mark>	
	他 (	
	②利用マナーの問題	(詳細は裏面へ)
	<ul><li>なし</li><li>あり ⇒ 歩道外通行 ゴミ放置 トイレ痕 他 ( 他 ( 他 )</li></ul>	
	あり ⇒  歩道外通行  ゴミ放置  トイレ痕  他 (	
	③登山者数	
	<u>∵∵∵</u> 人 (うち避難小屋利用者 <mark>∵∵∵</mark> 人)	
		(4)(/
	(4) その他 (自然状況など)	(詳細は裏面へ)
	①動植物状況 :	
	i)開花結実等 なし が 場所・状況 ii)動物情報 なし が あり 場所・状況	
	1) 別物情報 は なし は めり 場所: 状況 場所: 状況	
	②積雪・凍結	
	○1頁ョ 休旧 □ なし あり 場所・程度	
	③ その他	
	場所・状況	

情報提出日	年 月 日	記入日 年 月 日	記入者
No. 1 日付・天気			
	時間分 ~ 時間分	らち休憩 分	
2. 巡視ルート			
3. 巡視実施者 4. 概 要			
4. 似 安	【記入要領】 該当項目に <b>√</b> を記入。不明は「一」	箇所数を記入	ł
	(1)巡視内容		
	①巡視範囲及び情報共有事項		······································
	全線巡視	巡視完了範囲・情報共有事項	
	部分巡視 ⇒		
	`(o\`4+-±h.i)\vid		(詳細は裏面へ)
	(2) 施設状況 ①今回措置した箇所		(III //partos age IIII /
	である。	措置内容	
	あり ⇒ B 登山道		草刈払い
	★道・階段・橋	石積階段補修 木道等補修	小屋等補修
	標識・看板	NV hely [1] 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	誘導ロープ設置
	避難小屋・トイレ等	المنجنيا المنجنيا المنجنيا	
	他(		(詳細は裏面へ)
	②今後対応 (補修等) が必要と思 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(HI //PHIO AGE IMI )
	あり ⇒ 登山道	⇒□倒木除去□枝藪払い□	<u></u> 草刈払い
	木道・階段・橋		木道等補修
	標識・看板	標識清掃 標識補修	小屋等補修
	避難小屋・トイレ等	النبنينا النبنينا النبنينا	
	<u></u> 他 (	<u> </u>	
	利用者への影響(安全面) 早急な対応が必要	<u> </u>	
	要対応だが当面問題なし		
	特段の問題なし	不明	
	③避難小屋・トイレの清掃の必要	<del> </del>	(詳細は裏面へ)
	<u>…</u> なし		
		清掃 に し尿搬出 他 (	<u>(********</u> )
	場所⇒		· <u>······</u>
	(3) 利用状況		(詳細は裏面へ)
	①違反等		kokokokokokokokoko
			行為者
	あり ⇒ 植物の採取・損傷	النبينيا البنينيا	不明
	木竹の伐採・損傷	البنينيا البنينيا	明
	<ul><li>■ 動物の捕獲・殺傷</li><li>■ 工作物の新改増等</li></ul>		
	土石・岩石の採集		
	他(		 国有林
	②利用マナーの問題		(詳細は裏面へ)
	なし		
		放置 :: トイレ痕 :: 他 ( :: :: :: )	<u>)</u>
	<mark>·場所·</mark> ⇒ <mark>···································</mark>		
	● <b>豆山省級</b> 人 (うち避難小屋利用者 <mark>:</mark>	<del>[[]]</del> 人)	
	(4) その他 (自然状況など)		(詳細は裏面へ)
	①動植物状況	NA SACONA AND AND AND AND AND AND AND AND AND A	10.00.00.00.00
	i)開花結実等 なし あり	場所・状況	
	ii)動物情報 ::: なし ::: あり iii)植物荒廃等 ::: なし ::: あり	場所・状況 場所・状況	
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	ווונשין ווונשין ווונשין ווונשין ווונשין	
	なし 場所・程度		
	③ その他		
	場所・状況		



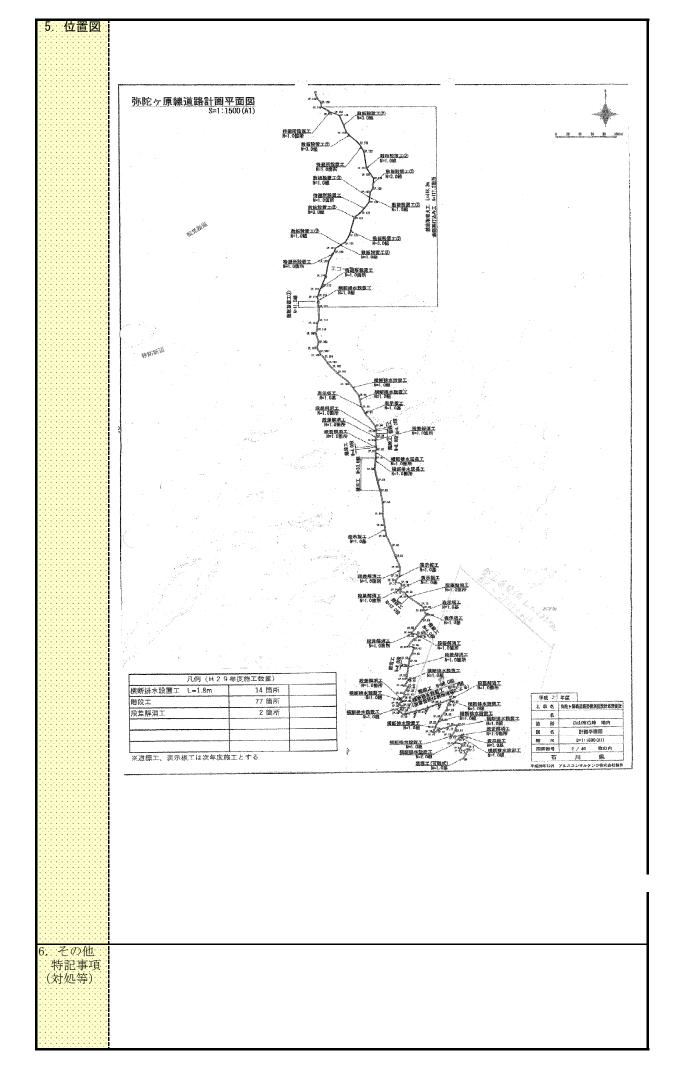
情報提出日	I <mark>EEEE</mark> 年	月日日		記入日	年	月日日	記入者	
No. 1 日付・天気		曜日	天候				1222222222	
NAN TANK		∼∷時		ち休憩	分			
2. 巡視ルート	別当出合駐車場							
3. 巡視実施者								
4. 概 要	【記入要領】							
	該当項目に	√を記入。不	明は「一」	笛	所数を記入		}	
	(1)巡視内容							備考
	①巡視範囲』	及び情報共	有事項					
	全線巡視			巡視完	了範囲・情報	報共有事項		
	部分巡視	$\Rightarrow$						
	(2)施設状況							(詳細は裏面へ)
	<u>①</u> 今回措置し	_た箇所						
	なし		の種類・数			置内容		
	<u></u> あり ⇒					枝藪払い	草刈払い	
			階段・橋		1		小屋等補修	
		標識・			識清掃	標識補修	誘導ロープ設置	
			屋・トイレ等					
		∷ 他 (		<u>:</u> )			)	
	<u>②</u> 今後対応		が必要と思					(詳細は裏面へ)
	なし		の種類・数			内容(案)		
	<u></u> あり ⇒			<u></u>			草刈払い	
		<u> </u>	階段・橋	البنبنيا	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		木道等補修	
		標識・			識清掃 🔛	標識補修 🤃	小屋等補修	
		الخفف	屋・トイレ等		算ロープ 設置			
		<u> </u>			(		)	
		利用者への影	影響:(安全面)	自然環境	境への影響			
		早急な	対応が必要	な	こし			
		要対応だ	が当面問題なし	:::: あ	り		į	
		特段の	問題なし	不	明		į	
	③避難小屋	・トイレの	清掃の必要性	(該当の	場合のみ)			(詳細は裏面へ)
	なし						į	
	<b>∷</b> あり ⇒	・・・・トイレ清	睛掃∷∷ 小屋滑	青掃 👑 し	√尿搬出 ∷∷	他 (	)	
	場所	:⇒ :::::::						
							į	
	(3)利用状況							(詳細は裏面へ)
	<u>①</u> 違反等							
	<mark>∷∷</mark> なし	違反行			音からの望見!		行為者	
	<u>::::</u> あり <b>⇒</b>	1	採取・損傷		常に目立つる		不明	
		البنب	伐採・損傷		見されること	انبنبنا	明	
			捕獲・殺傷		見されること	はない ⇒		
			の新改増築				j	
			岩石の採集			所の特性		
				() 公	:園特保	公園特別	国有林	
	<u>②</u> 利用マナ-	一の問題					}	(詳細は裏面へ)
	なし							
	<u>∷</u> あり ⇒	歩道外通	通行 <u>ゴミカ</u> ゴミカ	汝置 : ト	イレ痕	他 ( <mark>····································</mark>	)	
	場所	$\Rightarrow$						
	③登山者数							
	<mark>。這是是</mark> 人(	うち避難小	、屋利用者 <u></u>	·············人)	<b>-</b> •		j	
								/~~ 6m > 1 + + +
	(4) その他 (自:							(詳細は裏面へ)
	①動植物状》		<del></del>					
	i ) 開花結実等	· · ·	あり	場所・状況				
	ii)動物情報	なし	あり	場所・状況	t		اً و ندخ خرو در جاب	
	iii)植物荒廃等	なし	あり	場所・状況	7			
	②積雪・凍綿	 洁						
	なし	あり	場所・程度					
	③ その他							
	場所・状況							



情報提出日	日 記入日 年 月 日 記入	者
No. 1 日付・天気	月 曜日 天候	
OVIII.7E. ***		
2 巡視ルート 3 巡視実施者	加賀禅定道線	
4. 概 要		<u>runununununununun mununununu</u>
··· //*	該当項目に✔を記入。不明は「一」 箇所数を記入	
	(1) 巡視内容	備考
	①巡視範囲及び情報共有事項	
	全線巡視 巡視完了範囲・情報共有事項	
	○   部分巡視	
	(2) 施設状況	(詳細は裏面へ)
	①今回措置した箇所	
	なし 措置施設の種類・数 措置内容	
	<ul><li></li></ul>	
	避難小屋・トイレ等	
	②今後対応(補修等)が必要と思われる箇所	(詳細は裏面へ)
	<ul><li>なし 措置施設の種類・数 対応内容(案)</li><li>あり ⇒ 登山道 ⇒ 回倒本除去 回枝藪払い 草刈払い</li></ul>	
	あり ⇒ 登山道 ⇒ 倒木除去 技藪払い 草刈払い 木道・階段・橋 枝剪定 <sup>→</sup>	
	標識・看板標識清掃が標識補修が小屋等補修	
	避難小屋・トイレ等 誘導┅ァ設置 ∷	
	世 他 ( ::::::::::::::::::::::::::::::::::	
	利用者への影響(安全面) 自然環境への影響	
	中急な対応が必要       は         要対応だが当面問題なし       あり	
	特段の問題なし不明	
	③避難小屋・トイレの清掃の必要性(該当の場合のみ)	(詳細は裏面へ)
	<mark>※</mark> なし  なし	
	あり ⇒ トイレ清掃 小屋清掃 し尿搬出 他 ( )	
	場所、⇒	
	(3) 利用状況	(詳細は裏面へ)
	①違反等	
	なし 違反行為の種類 利用者からの望見度合い 行為者	
	<ul><li>∴ あり ⇒ i 植物の採取・損傷 ⇒ i 非常に目立つところ 不明</li><li>木竹の伐採・損傷 i 望見されることもある ii 明</li></ul>	
	<ul><li>本竹の伐採・損傷</li><li>動物の捕獲・殺傷</li><li>望見されることもある</li><li>可見されることはない</li></ul>	
	工作物の新改増築	
	<u> </u>	
	● ( ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(詳細は裏面へ)
	②利用マナーの問題 ::: なし	(p+//m// 3-306 m) -1)
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	場所、⇒	
	③登山者数	
	<mark></mark>	
	(4) その他(自然状況など)	(詳細は裏面へ)
	(4) その他(自然状況など)	(詳細は裏面へ)
		(詳細は裏面へ)
	①動植物状況 i ) 開花結実等 は なし あり 場所・状況 ii ) 動物情報 なし あり 場所・状況	(詳細は裏面へ)
	①動植物状況 i ) 開花結実等 は なし は あり 場所: 状況 ii ) 動物情報 は なし は あり 場所: 状況 iii) 植物荒廃等 は なし あり 場所: 状況	(詳細は裏面へ)
	①動植物状況 i ) 開花結実等 なし あり 場所・状況 ii ) 動物情報 なし あり 場所・状況 iii ) 植物荒廃等 なし あり 場所・状況 ②積雪・凍結	(詳細は裏面へ)
	①動植物状況 i)開花結実等	(詳細は裏面へ)
	①動植物状況 i ) 開花結実等 なし あり 場所・状況 ii ) 動物情報 なし あり 場所・状況 iii ) 植物荒廃等 なし あり 場所・状況 ②積雪・凍結	(詳細は裏面へ)



情報提出日 No.	年 月 日 記入日	<mark>☆☆</mark> 年 <mark>☆☆</mark> 月 <mark>☆☆</mark> 日   記 <i>力</i>	(者
1. 日付·天気			
2. 巡視ルート	□ 時間分 ~ 時間分 うち休憩 エコーライン	分	
3. 巡視実施者			
4. 概 要	【記入要領】 該当項目に✔を記入。不明は「一」	を記入	ļ
	(1) 巡視内容		備一考
	①巡視範囲及び情報共有事項	で囲・情報共有事項 ・	
	全線巡視       巡視完了範         部分巡視       ⇒	3四、俱拟共有争块	
	72.77.22.78.22		(詳細は裏面へ)
	(2) 施設状況 ①今回措置した箇所		(詳細な参加、)
	************************************		
	● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		1
	本道・階段・橋 <u>ご</u> 石積階度 標識・看板 標識・	····	Ĩ
	避難小屋・トイレ等		
	他 ( 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		(詳細は裏面へ)
	でする対応(神修寺)が必安とぶれれる国内 はし 措置施設の種類・数	対応内容 (案)	<u> </u>
		النبنية البنية	:
			<u> </u>
	避難小屋・トイレ等誘導一列	المنبدار المنبدار	
		Ter 448	.¦ 
	利用者への影響(安全面) 自然環境への	9影響:	
	要対応だが当面問題なし あり		
	<ul><li>特段の問題なし 不明</li><li>③避難小屋・トイレの清掃の必要性(該当の場合</li></ul>		(詳細は裏面へ)
	③妊無小産・トイレの消肺の必要性(該国の場合 ○ なし	· <i>(</i> )) <i>\(\dagger\)</i>	
	あり ⇒  トイレ清掃  小屋清掃  し尿打	搬出他 (	<u> </u>
	場所□⇒		4
	(3) 利用状況		(詳細は裏面へ)
	①違反等 なし <b>違反行為の種類</b> 利用者か	らの望見度合い · 行為者	8
		こ目立つところ 不明	
		れることもある	
	● 動物の捕獲・殺傷 □ 望見さ ■ 工作物の新改増築	ぶれることはない <del>→</del>	
	土石・岩石の採集 ニュー	場所の特性	H
	<u>・・・・</u> 他 ( <mark>:</mark>	特保 公園特別 三 国有林	(詳細は裏面へ)
	<b>②</b> かんし		
	あり ⇒ 歩道外通行 ゴミ放置 トイ	レ痕 他 ()	<u> </u>
	<mark>場所</mark> ⇒		
	人 (うち避難小屋利用者 人)		
	(4) その他 (自然状況など)		(詳細は裏面へ)
	①動植物状況		
	i)開花結実等 なし あり 場所・状況		
	ii ) 動物情報       なし       あり       場所・状況         iii) 植物荒廃等       なし       あり       場所・状況		
	②積雪・凍結		<b>-</b>
	<b>ぶ</b> なし 場所・程度		
	<ul><li>③ その他</li><li>場所・状況</li></ul>	000000000000000000000000000000000000000	:
	(28(1) N/O)		



# 令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務 補修等作業・草刈り・剪定・雪切り 実施報告書

I. 作業的    ①作業日 年 月 日 - ②作業者 ②   ②作業者 ②   ②作業者 ②   ②作業者 ②   ● 「	〇巡視区域:	
		記入日二二年一月一日
①作業日 年 月 日 − ②作業者 ③詳細 位置 標高約 m □ GPSデータあり 登山道 推動 一 本道・階段・橋 一 その他 一 標識・看板	I. 作業前	<u> </u>
(3.		(3)詳細 · · ]
<ul> <li>①作業前写真</li> <li>⑤作業 完了</li> <li>状況 完了</li> <li>未完了</li> <li>対応(環境省へ報告)</li> <li>⑦備考</li> <li>400×300</li> <li>②作業後の写真</li> </ul>	400 × 300	<ul><li>④施設の</li><li>・・養類</li><li>・・・・・・・</li><li>・・・・・</li><li>・・・・・・</li><li>・・・・・・・</li><li>・・・・・・・</li><li>・・・・・・・</li><li>・・・・・・・・</li><li>・・・・・・・・</li><li>・・・・・・・・</li><li>・・・・・・・・・・・・・</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
<ul> <li>⑥作業</li></ul>		⑤作業前の状況
<ul> <li>⑥作業</li></ul>		
<ul> <li>⑥作業</li></ul>		
<ul> <li>⑥作業</li></ul>	Ⅱ.作業後	
400×300 ②作業後の写真		<b>状況</b> 未完了 ⇒ 次回巡視時に追加補修 当該業務以外の事業で 対応(環境省へ報告)
②作業後の写真		⑦備考
※①と同じアングルであること		

### 施設等補修必要箇所

○概要:						
	<u>記入日</u> 年 月 日 記入者					
I. 補修必要箇所の様子 1	此八日					
400×300 ①補修必要箇所の写真の1枚目	①報告日     年月日       ②報告者     (3) 詳細 位置       (4) 施設の     登山道       本道・階段・橋     調査機器等       標識・看板     その他       (5) 補修必要個所の状況					
Ⅱ. 補修必要箇所の様子 2						
400×300 ②補修必要箇所の写真の2枚目	<ul> <li>⑥補修</li></ul>					
皿. 位置図						
400×300 ③補修必要箇所の位置図 ※1/2万5千地形図または概略図	⑨管理者対処方針案 管理者: ⑩備考					

# 令和7年度白山国立公園登山道等施設維持管理業務 **殿ケ池避難小屋 雨樋等設置・撤去 実施報告書**

			記入日 年 月 日 日 記入者		
I. 作業前			<u> </u>		
	400×300 ①作業前写真	①作業日 ②作業者 ③作業前の	<del>状況</del>	月	<u> </u>
Ⅱ.作業後	400×300 ②作業後の写真	④作業 内容 ⑤備考			